

議案第108号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「禁こ」を「禁錮」に改める。

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは

失職し」を削る。

第14条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第15条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」を削る。

（川崎市職員退職手当支給条例の一部改正）

第3条 川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第12条第1項第3号」を「第12条第1項第4号」に改める。

（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第5条 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の川崎市職員の給与に関する条例第14条第1項及び第3項、第14条の2第2号（同条例第15条第5項において準用する場合を含む。）並びに第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、この条例を制定するものである。